



お取扱い業務のご案内

「行政手続きや許認可申請、書面作成に割く時間がない!」「どこの誰に聞いたらいいんじゃろ?」そんな悩みはございませんか?アナタの【かかりつけ行政書士】を承ります!弊所へお問い合わせ、ご相談いただいた案件の一部をご紹介します。詳細はお気軽にお問い合わせください。

建設業許可申請はいくらかかる?

Q: 申請手数料と報酬額はいくらですか?

A: 主な申請手続きは以下の通りです。この他に登記簿や身分証明書などの公的書面の手数料、郵送費、交通費などの諸経費が必要となります。一覧にない手続きもすぐにお見積もりできます。

手続きの種類	申請手数料	弊所報酬額	備考
新規申請 (個人事業主・知事許可)	90,000円	110,000円	実務経験証明等が必要である場合は加算あり
// (法人・知事許可)	90,000円	132,000円	//
更新申請 (個人事業主・知事許可)	50,000円	77,000円	//
// (法人・知事許可)	50,000円	88,000円	//
業種追加 (知事許可)	50,000円	60,500円	//
各種変更届 (役員・経営・専技等)		22,000円	複数項目同時の場合は項目あたり+11,000円
事業年度終了届		33,000円	
経営状況分析 (Y)		33,000円	分析機関手数料別途9,900円~39,800円
経営事項審査 (XZW及びP)	11,000円~81,000円	55,000円~	申請業種数により手数料及び報酬額変動
入札参加資格申請		44,000円	自治体追加の場合は2件目以降22,000円

※予告なく変更する場合があります ※金額は全て消費税込み

民泊か旅館業をやりたいのですが?

Q: セカンドライフに自己所有の空き家を使って宿泊業をやりたいと思っているのですが。

A: 住居を利用する場合は民泊が該当します。民泊と旅館業では適用される法律も申請書類も異なっています。営業日数や宿泊希望者の受入れ可否、設備の基準などに違いがあります。それぞれ比較、検討できる資料を用意しております。

キッチンカーの営業許可は?

Q: 飲食店の経験を活かして、夢だったキッチンカーをやりたいんです。でもどうすれば?

A: 車内で調理するか、別の場所で調理したものを販売するかで許可や届出が異なります。車内で調理する場合は、調理器具や手洗い等の設備、給水タンクの容量にもルールがあります。また、飲食店営業には食品衛生責任者が必置となります。

死後の手続きは何をいつまでに?

Q: 家族が亡くなりました。相続、行政手続きなど何をいつまでにやればいいのかいのでしょうか?

A: 相続は遺言書の探索、相続財産の調査、3ヶ月の熟慮期間、10ヶ月以内の相続税の申告など、日付を入れたスケジュールを差し上げております。また、行政手続きは岩国市で必要なもの及び窓口を一覧表にまとめております。お声掛けください。

離婚届と離婚協議書どっちが先?

Q: 離婚する決意がついたのですが、養育費をちゃんと払ってもらえるか心配です。

A: 金銭や子どもさんに関することなど合意内容が決まったら離婚協議書を作成して「言った、言わない」のトラブルを防止しましょう。離婚届提出前が望ましいです。法的効力のある公正証書にすることもできます。もちろん秘密厳守で承ります。



行政書士かわもと事務所

代表行政書士 河本 学
山口県行政書士会所属 (登録No. 24350081)
〒740-1441
岩国市由宇町千鳥ヶ丘一丁目8番7号
(JR由宇駅より車で3分、送迎いたします)
電話: 070-9123-7830
FAX: 0827-63-3456
MAIL: info@you-gyosei7830.com



👉 ホームページは
コチラです
URL: <https://you-gyosei7830.com>

営業時間: 9時~17時 (平日)

9時~19時 (土曜)

日祝は休業いたします。


お電話は
お気軽にネ

©日本行政書士会連合会公式キャラクター ユキマサくん

ご相談、お問い合わせは、お電話、メール、ホームページのお問い合わせフォームをご利用ください。行政書士には法により守秘義務が定められています。ご安心ください。(行政書士法 第12条)

【裏面もご覧ください】

相続・遺言・終活Q&A

前号に引き続きまして、弊所にご相談いただいた案件の一部をご紹介します。Q1~Q4は
ご参考になれば幸いです。初回相談は相談料・交通費とも無料にて承っております。 [コチラ](#) 



【Q5】父が亡くなりました。遺産は預貯金と自宅の土地建物です。相続人は母と私と兄になるのですが、母が全部を相続することで私も兄も納得しています。この場合は私と兄が「相続放棄」をすれば良いのでしょうか？

【A5】「相続放棄」は主に借金など負債が財産額を超えている場合等に検討されます。ご相談のケースでは法定相続人は配偶者であるお母様と、子である相談者様とお兄様の3人になりますが、子全員が「相続放棄」の手続きをしてしまうと、法律の効果により最初から子がなかったとみなされ、次順位である、お父様の尊属（相談者様の祖父母）、お父様の兄弟姉妹（相談者様のおじ・おば）の順に法定相続人となります。遺産分割協議をして相続人全員が合意すれば、法定相続分と異なる遺産分割をしても問題ありません。この場合は「相続放棄」ではなく、お母様・相談者様・お兄様の3人で、お母様が全ての遺産を受け取るという遺産分割協議書を作成すれば良いということになります。



【Q6】遺産分割協議について。相続人のうち、遠方に住んでいたたり、できれば会いたくない親族がいるのですが、全員で集まって協議しなければならないのでしょうか？遺言書がある場合にも必要ですか？

【A6】必ずしも一堂に会して協議しなくても、電話などによる意思確認や話し合いでも問題ありません。遺産分割協議書への署名・押印も郵送で行っても問題ありません。ただし、後に「言った、言わない、聞いてない」というトラブルにならないよう、きちんとした協議と合意がなされることが重要です。遺言書の通りに相続する場合や、相続人が1人の場合は遺産分割協議は必要ありません。



【Q7】私はいわゆる「おひとりさま」です。妹が1人いますが、親の相続で揉めて以来、疎遠になっています。私の死後の葬儀や遺品整理、公共料金の精算などを誰に頼んでおけば良いのか心配になってきました。妹には頼めないし、他に頼める親族もいません。どう備えておけば良いのでしょうか？

【A7】死後には様々な手続きが生じますが、「おひとりさま」の不安を解消する手段として死後事務委任契約があります。この契約は、葬儀・埋葬・各種届出・契約解除及び精算・遺品整理など、死後の様々な手続きを、信頼できる第三者（知人、行政書士等）に依頼するものです。身近な親族等がない方や法律婚でないパートナーに任せたい方などに有効な手段です。相続や贈与については「遺言書・死因贈与契約」、定期的な安否確認については「見守り契約」、認知症対策については「任意後見契約」を同時に締結することもできます。ご事情にあわせてご提案いたします。



【Q8】先祖代々のお墓があるのですが、両親も親しい親戚も皆亡くなり、私以外に訪れる者がいなくなりました。維持・管理の負担も大きく、子や孫に負担をかけたくないので「墓じまい」をしたいと考えています。具体的に何をしたらいいのでしょうか？

【A8】「墓じまい」とは、代々継ぐタイプの墓石を撤去し、墓所を更地にして使用権を墓地管理者に返還することです。そして、ご遺骨を別のお墓または、合同墓・永代供養墓・樹木葬・納骨堂など継がなくていいタイプのお墓等に移すことを「改葬」といいます。「改葬」を行うには市長からの改葬許可を受けるなど、行政手続きが必要となります。また、親族間の協議や菩提寺とのやりとりなど様々な配慮を要し、離壇に必要な手続きや費用の概算によっては、話し合いが難航する場合もございます。

ご相談、お問い合わせは、お電話、メール、ホームページのお問い合わせフォームをご利用ください。行政書士には法により守秘義務が定められています。ご安心ください。（行政書士法 第12条）

【表面もご覧ください】